

甲事件 平成28年(ワ)第12785号 損害賠償等請求事件

乙事件 平成28年(ワ)第17680号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外244名

被 告 示現舎合同会社 外2名

証拠説明書

平成28年8月3日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

被 告 示現舎合同会社

上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

被 告 宮 部 龍 彦

被 告 三 品 純

号 証	標 目	原本/写 し	作成年月日	作 成 者	立証趣旨
乙1	出版禁止等仮処分命令申立書	写し	H28.3.22	原告代理人 弁護士	出版物のインターネットへの公開禁止の請求が一度取り下げられたこと。
乙2	訂正申立書	写し	H28.3.23	原告代理人 弁護士	出版物のインターネットへの公開禁止の請求が一度取り下げられたこと。
乙3	仮処分決定	写し	H28.3.28	横浜地方裁判所第3民事部裁判官 有賀直樹	出版禁止の対象は特定の出版物であること。
乙4	識別情報の摘示による人権侵犯事件について (説示)	写し	H28.3.29	東京法務局長加藤朋寛	東京法務局からなされたのは説示であること。

					と。
乙5	判例自治 390 号	写し	H27.3.1	ぎょうせい	同和地区施設の位置情報が個人情報にあたるかという判断を最高裁が避けたこと。
乙6	明治4年8月28日付 太政官 布告第448号	写し	M4.8.28	太政官	穢多・非人に類する身分は廃止されたこと。
乙7	山陰之教育第二十號	写し	M30.1.8	私立鳥取県 教育会事務所	部落、同和地区の場所を特定する
乙8	特殊部落改善資料 徳島県	写し	M43.6.15	徳島県	情報の公開
乙9	京都府未解放地区の生活実態	写し	S28.10	社団法人部 落問題研究 所	が繰り返されてきたこと。
乙10	奈良県同和问题資料 No.3	写し	S29.10.1	奈良県民生 労働部・同 和问题研究 所	
乙11	調査その一	写し	S29.11.1	和歌山県同 和问题研究 委員会	
乙12	大阪市同和事業促進協議会10 年の歩み	写し	S38.1	大阪市同和 事業促進協 議会	
乙13	差別とのたたかい 部落解放運 動20年の歩み	写し	S42.12	部落解放同 盟長野県連 合会	
乙14	漁村型同和地区の実態と行政の 課題	写し	S43.1.30	高知県幡多 郡 大方町 町長 橋田	

				光明	
乙15	群馬解放 同和関係予算一覧表	写し	S46.6.1	部落解放同盟群馬県連合会	
乙16	滋賀の部落第1巻部落巡礼	写し	S49.8.28	滋賀県同和事業促進協議会	
乙17	大阪の同和事業と解放運動	写し	S52.5.10	社団法人部落解放研究所	
乙18	部落問題・水平運動資料集成補巻一	写し	S53.2.28	株式会社三一書房	
乙19	同和問題の解決のために・鳥取市職員研修資料	写し	H9.4	鳥取市	
乙20	大阪市同和事業促進協議会50年のあゆみ	写し	H15.2.10	社団法人大阪市人権協会・市同促協創立50周年記念事業実行委員会	
乙21	2010(平成22)年度隣保館と社会資源等の連携状況アンケート調査	写し	H22.11	社会福祉法人大阪府総合福祉協会	
乙22	全隣協ホームページ	写し	H28.7.26	全国隣保館連絡協議会	
乙23	大阪府からの情報開示請求にもとづく厚労省回答	写し	H22.12.13	大阪府	
乙24	全国の隣保館	写し	H28.7.30	被告宮部龍彦	
乙25	解放新聞中央版2016年4月4日	写し	H28.4.4	原告部落解放同盟	
乙26	部落解放同盟綱領	写し	H23.3.4	原告部落解放同盟	原告解放同盟は部落を隠そうとしていないこ

					と、部落の起源は未確定としていること、部落にとって不利益なことは一切差別、天皇制廃止といった主張をしていること。
乙27	部落解放 1977年12月	写し	S52.12	解放出版社	原告解放同盟が部落や部落民を明らかにすることを推奨してきたこと。
乙28	ゴーマニズム宣言差別論スペシャル	写し	H10.8.25	幻冬舎	
乙29	愛知の部落史	写し	H27.7.20	解放出版社	部落の地名を明らかにする書籍が最近も出版されていること。
乙30	どうなくす？部落差別	写し	H24.11.26	緑風出版	原告解放同盟が部落地名総鑑に関する議論について出版社等に干渉していること。
乙31	塩見鮮一郎著「新・部落差別はなくなったか？」及び「どうなくす？部落差別」についての見解	写し	H27.2.15	原告部落解放同盟	
乙32	「全国部落調査」発刊について	写し	H28.2.25	上原善広	全国部落調査の復刻を支持する意

					見があること。
乙33	鳥取地裁決定	写し	H26.3.26	鳥取地方裁判所裁判官 大島雅弘	同和地区の特定を裁判所が避けていること。
乙34	因幡誌（上）	写し	寛政7年	安倍惟親	旧因幡国の「穢多村」等の地名を記した歴史文書。
乙35	全国部落調査	写し	S11.3	財団法人中央融和事業協会	「穢多村」とされたところが部落として扱われていないケースがあること。全国部落調査を旧財団法人社会福祉会館が保有していたこと。全国部落調査に掲載されているが、同和地区として扱われなかった地域が多数あること。
乙36	隣保館等の概要と地区の状況について 新田地区	写し	H23.8.24	草津市	草津市木川町が同和地区指定されていたこ

					と。
乙37	同和地区における社会福祉の課題	写し	S48.6	全国社会福祉協議会	草津市木川町は「スラム」であったこと。
乙38	広報ひの No.563	写し	H19.6	蒲生郡日野町	同和地区を解消した自治体があること。
乙39の1	失業手当の同和上乘せを申請してみた（前編）	写し	H27.12.21	被告示現舎	同和地区住民を対象とした失業保険の上乗せが行われていること。
乙39の2	失業手当の同和上乘せを申請してみた（後編）	写し	H28.1.8	被告示現舎	した失業保険の上乗せが行われていること。
乙40	鳥取県第1準備書面	写し	H20.2.29	鳥取県	同和地区、同和関係者、同和地区出身者の定義の例。
乙41	野洲市同和対策事業に係る固定資産税減免取扱要綱	写し	H17.4.1	野洲市	属地主義、属地属人主義が混在していること。
乙42	差別と闘いつづけて	写し	H54.11.20	朝日新聞社	部落差別の基準が恣意的であること。
乙43	確認・糾弾会について（通知）	写し	H1.8.4	法務省人権擁護局総務課長	原告解放同盟は同和地区住民の代表ではないこと。
乙44	簡易検索結果 「下味野 部落」に一致する資料	写し	H28.7.30	国立国会図書館	インターネットに公開

					されている 国立国会図 書館サーチ でどこが部 落が分かる ことがある こと。
乙45	ともに育ち合う保護者集団をめ ざして	写し	H10.12	解放出版社	部落の保育 園児や保護 者を巻き込 んで原告解 放同盟の政 治活動が行 われている こと。
乙46	同和と在日4	原本	H24.5.6	被告示現舎	滋賀県旧虎 姫町で同和 住宅の又貸 しが横行し たこと。
乙47	第174回国会 国土交通委員会 第20号	写し	H22.5.18	衆議院	不動産物件 が部落にあ ることは嫌 悪すべき歴 史的背景で はないこ と。
乙48	インターネット・アーカイブ	写し	H28.7.14	インターネ ット・アー カイブ	全国部落調 査は既に公 然のもとに なっている こと。
乙49	甲賀五十三家の子孫を探せ!②	写し	H28.2.2	甲賀市	忍者につい
乙50	忍者調査 末裔を探せ! 古文 書の発見も…	写し			ては同和タ ブーのよう な現象はな

					いこと。
乙51	関西大学人権問題研究室室報2 011月1日	写し	H23.1.10	関西大学人 権問題研究 室	部落の場所 を明らかに すべきだと
乙52	関西大学人権問題研究室室報2 012月1日	写し	H24.1.10	関西大学人 権問題研究 室	主張する研 究者がいる こと。
乙53	過疎地帯における未解放部落の 労働問題	写し	S46.12.30	中川喜代子	論文等から 全国部落調
乙54	近代における部落の経済的二極 分解	写し	H22.3	上杉聰	査が引用さ れているこ
乙55	「福田村事件」とは	写し	H28.7.29	東京人権啓 発企業連絡 会	と。
乙56	ウィキ	写し	H28.7.29	ウィキメデ ィア財団	ウ イ キ (Wiki)は不 特定多数で 編集可能な システムで あること。
乙57	鳥取市に意見書を提出しました	写し	H18.6.5	被告宮部龍 彦	戸籍謄本等 の不正取得 の問題につ いて被告宮 部が語って きたこと。
乙58	部落地名総鑑のセールストーク と八鹿高校事件	写し	H23.12.14	被告宮部龍 彦	部落地名総 鑑がどう使 われてきた かについて 被告宮部が 語ってきた こと。
乙59	同和と在日	原本	H23.4.25	被告示現舎	部落差別を
乙60	大阪市の消滅した同和地区（中 津・舟場）	写し	H22.2.20	被告宮部龍 彦	なくすため に、被告宮

					部が具体的な提言をしてきたこと。
乙61	部落ってどこ？部落民ってだれ？	原本	H23.8.15	被告示現舎	滋賀県に対する情報公開請求は単なる悪ふざけではないこと。
乙62	血の声	写し	S46.7.31	三一書房	差別とは考
乙63	はじめての部落問題	写し	H17.11.20	文藝春秋	えていないのに、差別されたふりをする場合があること。